

厚生労働省発基安1125第1号

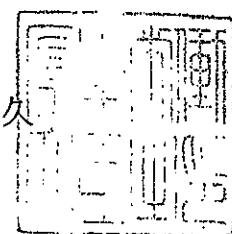
労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成25年11月25日

厚生労働大臣 田村 勝久



労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

第一 車両系木材伐出機械に係る規定の新設

1 車両系木材伐出機械とは、次の各号のいずれかに該当するものをいうこと。

(一) 伐木等機械（伐木、造材又は原木若しくは薪炭材の集積を行うための機械であつて、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。）

(二) 走行集材機械（車両の走行により集材を行うための機械であつて、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。）

(三) 架線集材機械（動力を用いて原木又は薪炭材（以下「原木等」という。）を巻き上げることにより当該原木等を運搬するための機械であつて、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。）（機械集材装置又は第三-1の簡易架線集材装置の集材機として使用している場合を除く。）

2 車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、次に定めるところによること。

(一) 事業者は、原則として、前照灯、堅固なヘッドガード及び運転者席の防護柵等原木等の飛来等によ

る危険を防止するための設備を備えた車両系木材伐出機械を使用すること。

- (二) 事業者は、あらかじめ、当該作業に係る場所の地形等を調査し、その結果を記録するとともに、作業計画を定め、当該作業計画により作業を行い、作業計画を関係労働者に周知させること。
- (三) 事業者は、伐木等機械を用いて作業を行う場合を除き、作業の指揮者を定め、(二)の作業計画に基づき作業の指揮を行わせること。
- (四) 事業者は、あらかじめ、適正な制限速度を定め、それにより作業を行い、運転者は当該制限速度を超えて車両系木材伐出機械を運転しないこと。
- (五) 事業者は、車両系木材伐出機械の運行経路について必要な幅員を保持する等、車両系木材伐出機械の転倒又は転落による危険を防止するため必要な措置を講ずること。
- (六) 事業者は、車両系木材伐出機械の転倒又は転落による危険があるときは、誘導者を配置し、その者に車両系木材伐出機械を誘導させ、運転者は、誘導に従うこと。
- (七) 事業者は、車両系木材伐出機械の転倒又は転落による危険がある場所では、転倒時保護構造を有しない車両系木材伐出機械を使用しないこと等に努めること。

(八) 事業者は、誘導者が行う一定の合図を定め、誘導者に当該合図を行わせ、運転者は当該合図に従うこと。

(九) 事業者は、運転中の車両系木材伐出機械又は取り扱う原木等との接触による危険がある箇所に労働者を立ち入らせないこと。

(十) 事業者は、物体の飛来等による危険がある箇所（当該作業を行っている場所の下方で、原木等が転落し、又は滑ることによる危険がある箇所を含む。）に労働者を立ち入らせないこと。

[十一] 事業者は、ブーム等の降下を防止する安全支柱等を使用して修理等の作業を行う場合を除き、ブーム等の下に労働者を立ち入らせず、ブーム等の下に立ち入つて修理等の作業を行う労働者は、安全支柱等を使用すること。

[十二] 運転者が走行のための運転位置から離れるときは、事業者は、運転者に作業装置を最低降下位置に置かせ、車両系木材伐出機械の逸走を防止する措置を講じさせ、運転者はこれらの措置を講ずること。

[十三] 作業装置が運転されている間は、事業者は、運転者を作業装置の運転位置から離れさせず、運転

者は、作業装置の運転位置を離れないこと。

[十四] 事業者は、車両系木材伐出機械を移送するため貨物自動車に積卸しを行う場合において、道板等を使用するときは、平たんで堅固な場所において行う等の措置を講ずること。

[十五] 事業者は、原則として、乗車席又は荷台以外の箇所に労働者を乗せないこと。

[十六] 事業者は、車両系木材伐出機械の構造上定められた安定度、最大積載荷重、最大使用荷重等を守り、原則として、主たる用途以外の用途に使用しないこと。

[十七] 事業者は、車両系木材伐出機械の修理等の作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に作業手順の決定等を行わせること。

[十八] 走行のための運転位置と作業装置の運転のための運転位置が異なる車両系木材伐出機械を走行させるとときは、事業者は、作業装置の運転のための運転位置に労働者を乗せず、労働者は、作業装置の運転のための運転位置に乗らないこと。

[十九] 事業者は、悪天候のため危険が予想されるときは、作業に労働者を従事させないこと。

[二十] 事業者は、物体の飛来又は落下による危険を防止するため、作業に従事する労働者に保護帽を着

用させ、労働者は、保護帽を着用すること。

〔二十一〕

事業者は、定期に、原動機の異常の有無等の事項について検査を行うよう努め、その日の作業を開始する前に、制動装置及び操縦装置の機能等の事項について点検を行い、検査又は点検において、異常を認めたときは、直ちに補修その他必要な措置を講ずること。

3 伐木等機械を用いて作業を行うときは、2に定めるところによるほか、次に定めるところによること。

(一) 事業者は、立木を伐倒しようとする運転者に、かん木等、伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除かせ、運転者は、かん木等、伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除くこと。

(二) 造材の作業を行うときは、事業者は、造材を行う原木等が転落し、又は滑ることによる危険を防止するため、当該作業を行おうとする運転者に、平たんな地面で当該作業を行う等の措置を講じさせ、運転者は、平たんな地面で当該作業を行う等の措置を講ずること。

4 走行集材機械を用いて作業を行うときは、2に定めるところによるほか、次に定めるところによること。

(一) 事業者は、ワインチ又はスリングに用いるワイヤロープの安全係数は四以上とし、ワイヤロープ一よりの間において索線数の十パーセント以上の索線が切断したもの等をワインチ、スリング又は積荷の固定に使用しないこと。

(二) 事業者は、その日の作業を開始する前に、作業に用いるスリング及び積荷の固定に用いるワイヤロープの状態について点検し、異常を認めたときは、直ちに、補修し、又は取り替えること。

(三) 事業者は、ワインチの運転について、一定の合図及び合図を行う者を定め、運転に当たつては、当該合図を使用させ、ワインチの運転者は、当該合図に従うこと。

(四) 事業者は、原木等を積載するときは、偏荷重が生じないように積載とともに、荷崩れ又は原木等の落下による危険を防止するため必要な措置を講ずること。

(五) 荷台を有する走行集材機械を走行させるとときは、事業者は、荷台に労働者を乗車させず、労働者は荷台に乗車しないこと。

5 架線集材機械を用いて作業を行うときは、2に定めるところによるほか、事業者及び労働者は4(一)から(三)までと同様の措置を講ずること。

第二 機械集材装置及び運材索道に係る規定の追加

林業架線作業（機械集材装置若しくは運材索道の組立て、解体、変更若しくは修理の作業又はこれらの設備による集材若しくは運材の作業をいう。以下同じ。）を行うときは、現行の労働安全衛生規則に定めるところによるほか、次に定めるところによること。

- (一) 事業者は、第一2(二)と同様の措置を講ずること。
- (二) 事業者は、林業架線作業（労働安全衛生法施行令第六条第三号の作業を除く。）を行うときは、第一2(三)と同様の措置を講ずること。
- (三) 架線集材機械を機械集材装置の集材機として用いる場合は、事業者は、架線集材機械の逸走を防止する措置及び架線集材機械の転倒又は転落による危険を防止するため必要な措置を講じるとともに、第一2(七)と同様の措置を講ずるよう努め、事業者及び労働者は、第一2(九)、[十]、[十一]及び[十五]と同様の措置を講ずること。
- (四) 事業者は、集材機については、原則として、堅固なヘッドガード及び運転者席の防護柵等原木等の飛来等による危険を防止するための設備を備えたものを使用すること。

(五) 運転者は、運転者と荷掛け等をする者との間の連絡を確実にするために電話等を使用し、又は合図を行う者として事業者の指名を受けた者による指示又は合図に従うこと。

(六) 事業者は、原木等を荷掛けし、又は集材している場所の下方で、原木等が転落し、又は滑ることによる危険があるところに労働者を立ち入らせないこと。

第三 簡易架線集材装置に係る規定の新設

1 簡易架線集材装置とは、集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木等を巻き上げ、かつ、原木等の一部が地面に接した状態で運搬する設備をいう。

2 簡易林業架線作業（簡易架線集材装置の組立て、解体、変更若しくは修理の作業又はこの設備による集材の作業をいう。以下同じ。）を行うときは、次に定めるところによること。

- (一) 事業者及び労働者は、第一二二、〔三〕、〔十三〕、〔十九〕及び〔二十〕と同様の措置を講ずること。
(二) 事業者は、簡易架線集材装置については、次に定めるところによること。
(1) 搬器又はつり荷を適時停止させることができる有効な制動装置を備えること。
(2) 控索及び固定物に取り付ける作業索は、支柱、立木、根株等の固定物で堅固なものに二回以上巻

き付け、かつ、クリップ、クランプ等の緊結具を用いて確実に取り付けること。

(3) 指えで頂部を安定させる必要がない場合を除き、支柱の頂部を安定させるための指えは、二以上とし、指えと支柱とのなす角度を三十度以上とすること。

(4) ガイドブロック等は、取付け部が受ける荷重により破壊し、又は脱落するおそれのないシャックル、台付け索等の取付け具を用いて確実に取り付けること。

(5) 搬器その他の附属器具は、十分な強度を有するものを使用すること。

(6) 作業索の端部を搬器又はローリングブロックに取り付けるときは、クリップ止め、アイスプレイス等の方法により確実に取り付けること。

(三)

事業者は、索に用いるワイヤロープの安全係数は、四以上とし、ワイヤロープ一よりの間において索線数の十パーセント以上の索線が切断したもの等を索として使用しないこと。

(四)

事業者は、作業索については、最大に使用した場合において、集材機の巻胴に二巻以上を残すことができる長さとし、作業索の端部は、集材機の巻胴にクランプ、クリップ等の緊結具を用いて確実に取り付けること。

(五) 事業者は、巻過防止装置を備える等巻上げ索の巻過ぎによる労働者の危険を防止するための措置を講ずること。

(六) 事業者は、集材機については、浮き上がり等が生じないように据え付け、歯止装置又は止め金つきブレーキを備え付けること。

(七) 架線集材機械を集材機として用いる場合は、事業者は、架線集材機械の逸走を防止する措置及び架線集材機械の転倒又は転落による危険を防止するため必要な措置を講じ、事業者及び労働者は、第一
2(七)、
〔八〕、
〔九〕、
〔十一〕、
〔十二〕及び
〔十五〕と同様の措置を講ずること。

(八) 事業者は、集材機については、原則として、運転者席の防護柵等原木等の飛来等による危険を防止するための設備を備えたものを使用すること。

(九) 事業者は、簡易架線集材装置の最大使用荷重を見やすい箇所に表示し、それを超える荷重をかけて使用しないこと。

(十) 事業者は、運転者と荷掛け等をする者との間の連絡を確実にするため、電話等の装置を設け、又は一定の合図を定め、指名した者にそれぞれ使用又は合図させ、運転者は、その指示又は合図に従うこと

と。

[十一] 事業者は、原木等を荷掛けし、又は集材している場所の下方で、原木等が転落し、又は滑ることによる危険があるところ及び作業索の内角側で、索又はガイドブロツク等が飛来等することによる危険があるところに労働者を立ち入らせないこと。

[十二] 事業者は、搬器等の物で、つり下げられているものに、労働者を乗せず、労働者は搬器等の物で、つり下げられているものに載らないこと。

[十三] 事業者は、運転者に原木等を空中において運搬させず、運転者は、原木等を空中において運搬しないこと。

[十四] 事業者は、その日の作業を開始しようとする場合並びに強風等の悪天候の後及び中震以上の地震の後の場合に、支柱及びアンカの状態等の事項を点検し、異常を認めたときは、直ちに、補修し、又は取り替えること。

第四 特別教育対象業務の追加

事業者が、労働者に特別の教育を行うべき業務に、次の業務を追加する。

伐木等機械の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務

走行集材機械の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務

(三) (二) (一)
簡易架線集材装置の運転又は架線集材機械の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務

第五 その他

所要の規定の整備を行うこと。

第六 施行期日等

1 施行期日

この省令は、平成二十六年六月一日から施行するものとすること。ただし、第四は、平成二十六年十二月一日から施行するものとすること。

2 経過措置

この省令の施行に関し必要な経過措置を設けるものとすること。